五六　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示　五42　一六

五七　診療報酬の算定方法の一部を改正する件　五42　二一

五八　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件　五42　三四

五九　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　五42　二五三

六〇　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　五42　二六四

六一　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　五42　四〇

六二　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件　五42　四六

六三　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件　五42　四五三

六四　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示　六43　一三六

六五　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示　六43　一三

六六　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示　六43　一三三

六七　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件　一〇　三

六八　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件　一〇45　五六

六九　雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を定める件　一〇特23　四

七〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一二　三

七一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　一二　三

七二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件　一二　四

七三　厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件　一三48　四五

七四　厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件　一九　七

七五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件　一九53　一八

七六　職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件　一九53　一九

七七　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和二年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件　二三　七

七八　母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針　二三55　三五

七九　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二三55　四七

八〇　複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件　二三56　一

八一　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件　二三56　九

八二　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　二三56　一三七

八三　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件　二三56　一四〇

八四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件　二三56　三三

八五　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件　二四57　一四